

# 11月は「労働保険適用促進強化期間」です

厚生労働省では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、関係機関や関係団体との連携のもと未加入事業業に対する労働保険の加入促進に取り組みます。

手続がお済みでない事業主の方は、至急、加入手続きをお願い致します。

詳しくは、最寄りの労働局、労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。

 厚生労働省

労働保険に  
入っていない経営者に、  
人を雇う資格はありません。

社員が災害にあった場合、労働保険に入っていないと想像以上の負担が会社にかかる可能性があります。労働保険は、社員とその家族だけでなく会社も守る保険です。正社員、派遣、パート、アルバイトに限らず、ひとりでも雇ったら労働保険に入ります。それが、経営者の義務であり責任です。



- 労働者とその家族の生活の安定・安心のために、事業主には労働保険に加入する義務と責任があります。
  - 加入手続きを行うよう指導を受けたにもかかわらず、手続きを行っていない事業主には、追徴金を徴収される場合があります。
  - 手続きを行っていない事業場で、労働災害が発生した場合、保険給付に要した費用を徴収されることがあります。
- 労働保険について詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署及びハローワークへご相談ください。

◎厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

労働保険 検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

雇ったら入るのが、経営者の資格。

## 労働保険